

徳島県立体駐車場整備事業（仮称）

応募要項

徳島県

令和7年10月9日

《目 次》

1	事業の目的.....	1
2	事業概要.....	1
3	スケジュール	2
4	現場見学.....	2
5	質問及び回答	2
6	参加資格要件	3
7	参加表明書の提出	7
8	技術提案書等の提出	8
9	審査・選定.....	9
10	優先交渉権者決定後の交渉、契約締結	11
11	その他契約に関する事項	11
12	その他留意事項	12
13	担当者.....	13

1 事業の目的

徳島県では、今後の住吉万代園瀬橋線延伸に伴う職員駐車場の確保及びにぎわいを見せる万代中央ふ頭の駐車場不足に対応するため、立体駐車場の整備を計画しています。

建設地は、現在の万代町5丁目職員用駐車場を予定しており、平日の通勤時の車両集中による周辺道路・交差点における渋滞をできるだけ緩和できる計画が望まれます。また、休日は、駐車場が不足している万代ふ頭のにぎわい創出を図るため、一般開放することも想定しています。

本プロポーザルでは、全体工程の短縮や品質、機能の向上を図るため、設計と工事施工を一体的としたデザインビルド方式による業務発注を前提として、設計者・建設事業者から構成される共同企業体に提案を求め、高い技術力と豊かな経験を持つ事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

選定に際しては、徳島県立体駐車場整備事業プロポーザル審査委員会において、応募者を採点評価し、その評価点を基に優先交渉権者及び次点者（以下「優先交渉権者等」という。）の選定を行います。

なお、本プロポーザルは、応募者の技術力や経験を総合的に評価し、優先交渉権者等を選定することから、提出される技術提案書は応募者の技術力を評価するためのものであり、設計の内容を求めるものではありません。

2 事業概要

(1) 業務名

徳島県立体駐車場整備事業（仮称）

(2) 業務場所

徳島県徳島市万代町5丁目

(3) 業務内容

別添「徳島県立体駐車場整備事業要求水準書」のとおり

(4) 事業範囲

- ① 立体駐車場を含む駐車場、外構など整備区域内の全て
（別添図面で示した整備区域内において、立体駐車場を含む駐車場で210台以上駐車可能とすること）
- ② 電気設備、消防設備、昇降機など、立体駐車場に必要なすべての設備
- ③ 建築基準法に基づく計画通知ほか、建設に伴うすべての各種申請書の作成及び申請手続き
- ④ その他、測量、地質調査、事前調査及び各種説明会等、本業務を実施するに当たり必要な業務

(5) 見積限度額

本事業の施設整備に係る設計費、工事費及び工事監理費の見積限度額については、以下のとおりです。

① 設計費

58,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

※ 上記には、地質調査等の各種調査費用並びに計画通知、構造計算適合性判定、大臣認定・性能評価及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請手数料を含む。

② 工事費

861,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

各年度の契約額については、令和 8 年度：80%、令和 9 年度：20%とする。

③ 工事監理費

12,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

各年度の契約額については、令和 8 年度：80%、令和 9 年度：20%とする。

3 スケジュール

(1) 事業者の選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は、以下のとおりです。

また、スケジュールは、状況により変更する場合があります。

日 程（予定）	内 容
令和 7 年 1 0 月 9 日（木）	・ 公告及び募集要項等の公表
	・ 質問書、参加表明書受付開始
1 0 月 2 4 日（金）	・ 質問書提出締切（随時、回答書を公表）
1 1 月 5 日（水）	・ 参加表明書提出締切
1 1 月 7 日（金）	・ 参加資格確認結果通知
1 1 月 1 1 日（火）	・ 技術提案書提出受付開始
1 1 月 1 8 日（火）	・ 技術提案書等提出締切
1 2 月 上旬	・ プレゼンテーション審査等
〃	・ 審査結果の公表
1 2 月 中旬	・ 仮契約の締結
令和 8 年 3 月 中旬	・ 本契約の締結

4 現場見学

事業対象地は、すべて公共用地であり、立ち入りの制限を設けていないため、現場見学は各自で実施することとします。なお、現在、職員駐車場として利用しているため、敷地内への駐車はご遠慮ください。また、夜間及び休日はチェーン等により施錠しているため、足下にご注意ください。

5 質問及び回答

(1) 質問書の受付期間

公告日から令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

徳島県 企画総務部 管財課 庁舎管理担当

E-mail kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

TEL 088-621-2064

(3) 提出方法

- ・ 質問書を、電子メール（Excel データ形式）にて提出してください。
- ・ メールタイトルは、「徳島県立体駐車場整備事業__質問書」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

(4) 回答日

質問書を受付後、随時回答書を公表します。

(5) 閲覧方法

県ホームページに掲載

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7307751/>

6 参加資格要件

(1) 総則（共同企業体の構成等）

- ① 応募者は、設計企業、工事監理企業及び施工企業を含む複数の法人により構成される共同企業体（以下「拡大共同企業体」という。）であって、拡大共同企業体の構成員のうち、出資額が最大の構成員を「総括企業」として定めた上で、設計企業、工事監理企業及び施工企業の役割を明確に定めてください。
- ② 施工企業にあつては、共同企業体（以下「個別共同企業体」という。）を構成するものとし、代表構成員を定めてください。また、個別共同企業体を、拡大共同企業体の構成員として位置づけるものとしてください。
- ③ 拡大共同企業体は、拡大共同企業体協定書（様式集参照）に、個別共同企業体は個別共同企業体協定書（様式集参照）に基づく協定をそれぞれ締結してください。
- ④ 施工企業においては、構成員の上限を3者（うち、代表構成員1者）とします。
なお、設計企業及び工事監理企業の構成員の数は任意とします。
- ⑤ 各構成員に必要な出資比率は、以下のとおりとします。
なお、工事費については、提案者の見積りに応じて定めるものとします。
 - ・ 施工企業以外 制限なし
 - ・ 施工企業の代表構成員 出資比率が最大
 - ・ 施工企業の構成員 工事費に対して20%以上（3者の場合）
工事費に対して30%以上（2者の場合）
- ⑥ 個別共同企業体のうち1者以上は徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に登録されている本店情報に徳島県内の住所が登録されているものとしてください。

(2) 共同企業体の全構成員に共通する参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- ⑤ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
- ⑧ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。
- ⑨ 最近 1 年間に於いて法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑩ 「9 審査・選定」の「(1) 審査委員会の設置」による審査委員の所属する団体等と、資本面又は人事面において関係がない者であること。
- ⑪ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- ⑫ 応募者である共同企業体の構成員のいずれも、他の応募者でなく、又は他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。
- ⑬ 応募者である共同企業体の構成員のいずれも、他の応募者である共同企業体の構成員と資本面又は人事面において関係がない者であること。

(3) 設計企業の資格

提案審査前の確認事項： ①から⑥の要件を満たすこと 優先交渉権者決定後の確認事項： ⑦の要件を満たすこと

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。複数の者が設計企業として参加する場合は、設計企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成 22 年 4 月 1 日から公告日までの間で、次に掲げる要件を満たす建築物の新築の実設計業務を元請として履行した実績を有する者であること。複数の者が設計企業として参加する場合は、当該設計企業のうち、少なくとも 1 者が、当該実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。）
用途・構造 制限なし
規模 延床面積 4,000 m²以上かつ 4 階建て以上
- ③ 設計に関する業務について、一級建築士の資格を有している管理技術者（本事業の公告日以前において 3 か月以上の雇用関係がある者に限る。）を配置できること。
- ④ 3 名以上の一級建築士が属する者、または、2 名以上の一級建築士かつ 2 名以上の二級建築士が属する者であること。
- ⑤ 管理技術者は一級建築士とすること。
- ⑥ 各分野の担当技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備等の、各分野に対応する資格を有すること。
- ⑦ 令和 6・7 年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）に登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年 10 月 31 日（金）までに、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

(4) 工事監理企業の資格

提案審査前の確認事項： ①から⑥までの要件を満たすこと 優先交渉権者決定後の確認事項： ⑦の要件を満たすこと

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。複数の者が工事監理企業として参加する場合は、工事監理企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けていること。

- ② 工事監理に関する業務について、一級建築士の資格を有している管理技術者（本事業の公告日以前において3か月以上の雇用関係がある者に限る。）を配置できること。
- ③ 3名以上の一級建築士が属する者、または、2名以上の一級建築士かつ2名以上の二級建築士が属する者であること。
- ④ 管理技術者は一級建築士とすること。
- ⑤ 各分野の担当技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備等の各分野に対応する資格を有すること。
- ⑥ 施工企業でない者であるか、又は施工企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。
- ⑦ 令和6・7年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）に登録されている者であること。ただし、当該名簿に未登録である場合は、令和7年10月31日（金）までに、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

(5) 施工企業の資格

提案審査前の確認事項： ①から⑦までの要件を満たすこと
 優先交渉権者決定後の確認事項： ⑧の要件を満たすこと

- ① 代表構成員にあっては、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること、又は令和7年度の参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特A級として登録されているものであること。また、代表構成員以外の建設業務にかかる構成員にあっては、令和7年度の参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特A級又はA級として登録されているものであること。ただし、A級の者にあっては提案額に出資比率を乗じた金額が2億円未満となる者であること。
- ② 代表構成員にあっては、平成22年4月1日から公告日までの間で、次に掲げる要件を満たす建築物の新築、増築及び改築の工事を元請として履行した実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。）

用途・構造 指定なし

規模 延床面積4,000㎡以上かつ4階建て以上

- ③ 配置予定技術者として、参加表明書の提出日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を本工事の期間中に配置できること。

- ④ 監理技術者は、一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ⑤ 建設業法に従い、本業務の建設工事に対応する技術者を工事着手日までに専任で配置できること。
- ⑥ 工事監理企業でない者であるか、又は工事監理企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。
- ⑦ 構成員においては、「建築一式工事」の年間平均完成工事高を2倍した金額が、この工事の提案額に占める出資比率相当以上であること。
- ⑧ 令和7年度の参加資格業者名簿に登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和7年10月31日（金）までに、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

7 参加表明書の提出

① 受付期間

公告日から令和7年11月5日（水）午後5時まで（必着）

② 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 企画総務部 管財課

※封筒の表書に「徳島県立体駐車場整備事業__参加表明書在中」と記載してください。

③ 提出方法

郵送若しくは信書便事業者による配送、又は持参にて提出してください。

※持参にあつては、持参する日時について予め電話により管財課へ連絡してください。

④ 提出書類

- ・ 様式1：参加表明書
- ・ 様式2-1から2-3まで：共同企業体業務分担表
- ・ 様式3：事業者業務実績書
- ・ 様式4：配置予定技術者調書

※ 配置予定技術者は、最大3名まで申請可能ですが、複数申請する場合には、提出された実績評価については、最も低い者の評価を採用します。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

- ・ 共同企業体協定書

⑤ 参加資格の確認通知

- ・ 参加資格の確認結果は、令和7年11月7日（金）までに、事務局から電子メールにより通知いた

します。

- ・ 参加表明書を提出された方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

参加表明書を提出された方の区分		対応
11月7日までに通知を受け取った方	参加資格を満たしている旨の通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。
	参加資格を満たしていない旨の通知を受け取った方	「参加資格がないと認められた理由の説明」を求めることができます。説明を求める場合は、令和7年11月10日午後5時までに上記提出先宛に請求文書を送付ください。
11月7日までに通知を受け取っていない方		令和7年11月10日午後5時までに「管財課（088-621-2064）」までお電話ください。

⑥ その他

様式集の留意事項を遵守してください。

8 技術提案書等の提出

① 受付期間

令和7年11月11日（火）から令和7年11月18日（火）午後5時まで（必着）

② 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 企画総務部 管財課

※封筒の表書に「徳島県立体駐車場整備事業__技術提案書在中」と記載してください。

③ 提出方法

郵送若しくは信書便事業者による配送、又は持参にて提出してください。

※持参にあつては、持参する日時について予め電話により事務局へ連絡してください。

④ 提出物

- ・ 技術提案書表紙：様式5
- ・ 技術提案書：様式6または自由様式

技術提案書の体裁は以下のとおりとします。

記載方法	自由記述とし、次の記載内容を、図面、文章、表、概念図、スケッチ、イメージ写真等を用いて分かりやすく表現すること。	
枚数	10枚以内	審査基準の項目について記載すること。 なお、以下に掲げる全ての図面等は必ず含めること。 ・ 全体イメージ図 ・ 配置図
記載内容	(A3版・JIS規格) ※折り込み不可	

		・各階平面図 ・設備プロット図 ・設計・工事工程表 ※設計、工事、各種申請等を含めた全体工程を記載すること。 ・その他必要な図面
--	--	---

※提案書は原則 10.5 ポイント以上の活字とすること。

- ・ 提案時参考見積書：自由様式
※積算内容が分かるように記載すること。
見積金額は税込で記載すること。

⑤ 提出部数

上記④に従って作成した技術提案書及び提案時参考見積書について、1 部ごとにクリップ留めした紙媒体を「8 部」、電子データ（PDF 形式）で保存した CD-R を「1 部」提出してください。

⑥ 受理確認通知

提出物の受理確認は、令和 7 年 1 1 月 1 9 日(水)の正午までに、事務局から電話（参加表明書に記載された窓口の電話番号あて）により通知いたしますので、電話連絡を確実に受けられる準備を整えておくようお願いします。

⑦ その他

- ・ 技術提案書の体裁等について不備があった場合、「12 その他留意事項」の(7)、(8)に掲げる「失格」又は「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除くこととなりますので、くれぐれも御注意ください。
- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

9 審査・選定

(1) 審査委員会の設置

- ① 優先交渉権者等の選定に係る評価は、県が設置する徳島県立体駐車場整備事業公募型プロポーザル審査委員会により実施します。

- ② 審査委員会は非公開で行います。

(2) 審査・選定方法

審査は審査委員会が実施します。

① 審査の手順

- ・ 審査は、事務局による「参加資格確認」と「実績審査」、審査委員会による「提案審査」によるものとします。
- ・ 提案審査は、徳島県内に設置された会場に審査委員が集まって実施するものとします。
ただし、審査委員の都合により、オンラインでの参加となる場合があります。

- ・ 特に優れた提案をした 1 者を優先交渉権者として、次に優れた提案をした 1 者を次点交渉権者として選定します。

② 参加資格確認

応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを事務局において確認し、確認結果を通知します。

③ プレゼンテーション審査（令和 7 年 1 2 月上旬）

- ・ 提案内容に関する確認や補足説明を受けることを目的として、プレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの日時、場所及び開催方法は別途通知する。
- ・ プレゼンテーション審査は、応募者から事前に提出された技術提案書を用いて行うものとし、当日の差し替えや資料の追加は認めません。
- ・ 技術提案書以外のプレゼンテーション資料及び模型の制作は認めません。
- ・ 技術提案書は、プロジェクトによるスクリーン投影を行うことができるものとします。
- ・ プレゼンテーションの発表者は、拡大共同企業体の構成員に所属する者で、5 名以内（パソコン等の操作者を含む）とします。
- ・ プレゼンテーション審査は、1 者あたりの発表（最大 20 分程度）及び質疑応答を含むヒアリング時間を最大 10 分間とし、終了については、個別に委員長が判断するものとします。
- ・ 応募者は、他の応募者のプレゼンテーション審査を傍聴することはできません。

④ 審議（令和 7 年 1 2 月上旬）

- ・ プレゼンテーション審査を通じて得られた一次採点の結果を参考に、「(3) 審査基準」に基づき選定委員の議論を行い、その内容を踏まえて各審査委員が個別に採点を行います（二次採点）。二次採点に当たっては、一次採点の結果を基本として、その結果を更新することとします。
- ・ 各審査委員の二次採点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者として、優先交渉権者の次に合計が高い応募者を次点交渉権者として選定します。
- ・ 二次採点の合計が最も高い応募者が複数者ある場合は、同者によるくじ引きにより優先交渉権者を決定します。
- ・ 二次採点の合計が 6 割を下回る技術提案書の応募者は、優先交渉権者又は次点交渉権者として選定しません。
- ・ 本プロポーザルの参加資格を満たす応募者が 1 者のみの場合、別紙評価基準の「(11) 概算事業費」以外の評価項目について、各委員の二次採点の合計点がそれぞれ 6 割以上のとき優先交渉権者として選定します。

⑤ 評価の結果は、提案審査応募者に通知し、公表します。

(3) 審査基準

審査方法は、別紙評価基準に基づき、審査委員が評価項目ごとに評価を行った評価点の平均点（小数点以下第 2 位を四捨五入。）に、企業評価、配置予定技術者評価及び概算事業費の評価点を加えて行います。

(4) 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問

優先交渉権者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について書面による説明を求めることができます。

① 当該非選定理由についての質問書の提出期間

優先交渉権者決定日から1週間

② 提出先

徳島県 企画総務部 管財課

E-mail kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

TEL 088-621-2064

③ 提出方法

- ・ 質問書（任意様式）を、電子メールにて提出してください。
- ・ 送信後に、電話により受信を確認してください。

④ 回答

- ・ 質問書受付日から、10日を目処に通知します。

10 優先交渉権者決定後の交渉、契約締結

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者が「6 参加資格要件」の(3)⑦、(4)⑦及び(5)⑦に示す資格を満たしていることを確認します。

資格を満たしていることが確認できた後、見積合わせを行った上で、県の予算措置、契約に係る徳島県議会での承認も含めて整った場合に、契約を締結します。

なお、優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合、または優先交渉権者が辞退した場合等においては、次点交渉権者と交渉することとします。

11 その他契約に関する事項

(1) 書類の優先順位

書類の優先順位は、次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とします。

その他、優先順位等について疑義が生じた場合には、県と協議の上で決定することとしてください。

①契約書

②質問回答書

③要求水準書

④技術提案書

(2) 提案事業費の取扱い

原則、優先交渉権者は、技術提案書提出時の提案事業費を遵守することを基本とします。

(3) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 対象外

②契約保証金 納付

※ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(4) 工期について

①設計業務 契約の日 から 令和8年9月30日 まで

②施工・監理業務 令和8年10月1日 から 令和9年9月30日 まで

(5) 支払時期について

設計業務にかかる委託料については令和7年度会計年度予算、施工・監理業務にかかる工事費等については令和8・9年度会計年度予算より支払うこととなりますので、各会計年度に応じた支払時期になります。

12 その他留意事項

(1) 費用負担

参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者が負担するものとします。

(2) 提出書類の取扱い

- ・ 応募者から提出された書類等は返却しないものとします。
- ・ 技術提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとします。
- ・ 参加表明書及び技術提案書等は、本手続以外に応募者に無断で使用しませんが、公平性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがあります。

(3) 徳島県からの提示資料の取扱い

県が本事業に関して提供する資料は、本事業への提案に係る検討以外の目的で使用しないでください。

(4) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案のみ行うことができるものとします。

(5) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(6) 失格要件

以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となることがあります。

ア 各法令等に適合しないことが判明した場合

イ 参考見積価格が応募要項で示す見積限度額を超過している場合

ウ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、徳島県が認めた場合はこの限りでない。）

(7) 無効要件

以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となることがあります。

ア 他人の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合

イ 本プロポーザルに関し、審査委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合

ウ 参加資格要件を満たさない場合

エ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ・ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・ 虚偽の記載がある場合

オ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

(8) 技術提案書不履行に関する措置

事業者は、技術提案書に記載された内容等に基づき、責任を持って履行するものとします。また、履行状況については、設計中、施工中及び施工完了時に県と事業者間で確認します。

なお、技術提案書に記載した事項を達成することが困難と認められる場合、代替案等について県と事業者間で協議を行いますが、県の承認が得られない場合は、違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがあります。

また、技術提案書に記載された内容は、優先交渉権者決定後、県と十分に協議して進めることとし、その結果、提案が採用されない場合があります。

13 担当者

徳島県 企画総務部 管財課 庁舎管理担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

E-mail: kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

TEL:088-621-2064